

市 長 公 室

1 歴代市長

歴順(代)	氏 名	就任年月	退任年月
初	服 部 正 義	明 22. 5	明 25. 12
2	小 宅 時 正	明 26. 1	明 31. 12
3	酒 泉 温 忠	明 32. 3	明 38. 3
4	床 井 弘	明 38. 3	明 39. 11
5	原 百 之	明 39. 11	大 3. 5
6	川 田 久 喜	大 3. 5	大 12. 2
7	山 崎 猛	大 12. 5	大 13. 6
8	鈴 木 文 次 郎	大 13. 8	昭 7. 8
9	中 崎 俊 秀	昭 7. 8	昭 16. 6
10	名 越 時 中	昭 16. 9	昭 17. 3
11	渡 邊 覺 造	昭 17. 10	昭 21. 4
12	風 戸 元 愛	昭 21. 6	昭 22. 11
13	山 本 敏 雄	昭 22. 12	昭 42. 11
14	木 村 傳 兵 衛	昭 42. 11	昭 47. 6
15	和 田 祐 之 介	昭 47. 7	昭 59. 7
16	佐 川 一 信	昭 59. 7	平 5. 8
17	岡 田 広	平 5. 10	平 15. 3
18	加 藤 浩 一	平 15. 4	平 23. 5
19	高 橋 靖	平 23. 5	在 任 中

2 姉妹・親善都市，友好交流都市

本市では，敦賀市，彦根市，高松市，アナハイム市（米国カリフォルニア州）及び重慶市（中国）と，それぞれ姉妹・親善都市，友好交流都市の盟約を結び，産業経済，教育文化，観光の交流などにより相互の理解と友情を深めるとともに，各方面での交流を図っている。

(1) 敦賀市（姉妹都市 昭和40年4月30日締結）

幕末の水戸藩士，武田耕雲斎をはじめとする一党が，大志を抱き京に上らんとしたが，武運つたなく松原の露と消えた。以後両市において，その遺徳を顕彰してきたが，昭和39年10月10日敦賀市民有志によって松原神社奉賛会が結成され，松原神社100年祭を執行した。この時水戸からも遺族をはじめ市長，議長等多数の代表者が参列，これが機縁となって姉妹都市の盟約を締結したものである。

毎年10月10日の松原神社例大祭に本市執行部と議会の代表が参列するほか，観光交

流，親善友好少年交歓研修生の相互派遣などを実施し，両市の親善を深めている。

姉妹都市親善友好少年交歓研修は，両市における親善友好の絆をより一層深めるとともに，少年少女の豊かな知性を育むため，昭和42年から実施しているものである。

この“チビッコ使節団”は，両市の歴史や史跡等について事前勉強会を行い，表敬訪問で市長から市長へのメッセージを伝達するほか，両市の関係団体等との行事や史跡訪問等を通してさまざまなことを学び，研修後には自分たちの市でその成果を広めることにより，両市の相互理解と友情を深めている。

(2) 彦根市（親善都市 昭和43年10月29日締結）

安政の大獄や桜田門外の変以来，水戸と彦根の間にある歴史的なわだかまりを，明治100年を機に解消すべく，敦賀市の仲介により両市は親善都市の盟約を結んだ。

毎年，両市の間では，観光交流をはじめ，各分野で交流が図られている。

また，千波湖の白鳥は，彦根市から友好のしるしとして贈られたものである。

平成30年には親善都市提携50周年記念式典が彦根市で開催され，両市の伝統工芸品を記念品としてそれぞれに贈った。

(3) 高松市（親善都市 昭和49年4月13日締結）

初代水戸藩主徳川頼房の長子頼重が，寛永19（1642）年，初代高松藩主となったことに始まり，水戸・高松両藩は，頼重の子綱條が3代水戸藩主となり，2代水戸藩主光圀の子頼常が2代高松藩主となるなど，歴史上深いつながりがある。

そこで，高松市と姉妹都市の関係にある彦根市の仲介により，本市と高松市との親善都市提携が実現したものである。

これまでに，茨城交響楽団が高松市を訪問し，また，黄門まつりと高松まつりの際に，相互に親善使節団を派遣している。

両市の文化交流も盛んであるが，加えて，社会人野球チーム間の親善野球が昭和51年10月から行われている。会場は両市交互に開催され，朝野球を代表する実力ナンバーワン同士の友好交歓試合は類例のない催しである。

(4) アナハイム市（国際親善姉妹都市 昭和51年12月21日締結）

アナハイム市は，人口約35万人，面積約130.7km²の，ロサンゼルス市の近郊に位置する商工業と観光の町で，有名なディズニーランドをはじめとするさまざまな文化・商業施設を有する。

本市とアナハイム市とは，政治，経済，教育，文化等各方面の交流を通じて，両市の市民間の友情と相互理解を深め，両市の将来にわたる発展を願って，国際親善姉妹都市の盟約を締結した。

昭和52年，アナハイム市に，友情のきずなとして水戸橋が完成，さらに，昭和61年7月にはアナハイム市庁舎前に「ミト・スクエア」が建設され，これらの竣工式典に水戸市の親善訪問団が出席した。また，アナハイム市からは，昭和54年の水戸市市制施行90周年記念式典に引き続き，平成元年4月の同100周年記念式典，平成5年5月の

グリーンフェア'93いばらき「水戸市の日」、さらに平成10年4月の水戸市国際交流センター開館記念式典にも使節団が参列している。

昭和62年には、姉妹都市締結10周年を祝う行事が水戸市にて催され、平成3年4月には、両市の交流にちなんで命名された見川町地内の「アナハイム通り」脇に、15周年記念モニュメント「であい」の像が建立された。また、平成18年には30周年を祝う行事が水戸市にて催され、千波湖畔のアナハイム広場に記念碑及びアナハイム橋が建立された。

さらに、平成28年12月には40周年を迎え、これまでの水戸市の国際交流への貢献者に対する顕彰等を行い、更なる国際交流の発展を願うために記念事業実行委員会が設立され、水戸市国際交流センターにMITOインターナショナルライブラリーが建設された。一方、アナハイム市では、市役所近くの道路が「ミト・ウェイ」と名付けられた。

青少年の交流も活発で、ホームステイ等を通じて学生親善大使が交流を深めている。

(5) 重慶市（友好交流都市 平成12年6月6日提携）

重慶市は、人口約3,205万人、面積約82,400km²の、北京、上海、天津と並ぶ中央直轄市である。

中国西南地区最大の工業都市で、鉄鋼、自動車、化学肥料、機械等をはじめとする重化学工業が盛んである。また、石刻芸術や仏教文化の遺産などの名所旧跡を有する。

重慶市との交流は、昭和60年、当時中日友好協会副会長、孫平化氏が水戸市を訪問したことを契機とし、翌昭和61年5月に第1回水戸市中国行政視察友好訪中団を派遣して以来、幾多の人的相互訪問を経て現在に至っている。特に、平成5年には、重慶市の協力を得て、水戸市が出展した「恐竜館」が多くの入場者を集め、グリーンフェア'93いばらきの成功に大きく寄与するなど、両市間の友好信頼関係を築きながら、交流を深めてきた。

平成12年6月6日には、重慶市において、市執行部、市議会及び市民参加の下で友好交流都市提携合意書調印式を執り行い、これを契機として、経済、文化、教育及びスポーツをはじめ、各分野にわたって広範な交流を進め、あわせて両市の民間交流活動の積極的な推進を図っている。また、平成14年1月には、友好交流都市提携を記念して、千波湖畔に「重慶広場」が開設された。

令和2年6月には友好交流都市提携20周年を迎え、水戸市では両市の交流の歴史を振り返る記念誌を発行した。提携20周年記念式典や訪問団の相互派遣、青少年交流など予定していた一連の事業が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となったものの、令和3年12月及び令和4年1月に提携20周年記念パネル展を開催した。また、感染症が世界的に流行するという事態の中で、両市で医療物資が不足した際に、互いにマスクや医療用品などの支援物資を贈りあい、ともにこの難局に対処している。

3 水戸市第6次総合計画の推進

平成26年3月、市民とともに作りあげ、市民と共有できる水戸の新たなまちづくりビジョンとして、平成26年度を初年度とする「水戸市第6次総合計画－みと魁(さきがけ)プラン－」を定めた。

みと魁プランにおいては、少子化の進行、人口減少社会、超高齢社会の到来や地球環境・エネルギー問題など、時代の課題へ対応していくため、水戸都市圏のリーダーとして、水戸ならではの個性と魅力、活力を高め、あらゆる分野における先進的な発展をリードできる力強い水戸市を目指し、「笑顔にあふれ快適に暮らせる安心都市づくり」、「未来に躍動する活力ある先進都市づくり」、「水戸ならではの歴史、自然を生かした魅力ある交流都市づくり」という3つの都市づくりの基本理念とともに、将来都市像「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸」を掲げた。その実現に向け、新たな活力、にぎわいの創出を目指す「目標交流人口」、時代の変化に対応できるコンパクトな都市構造を展望した「魅力・活力集積型 スマート・エコシティ」を設定し、優先的かつ集中的に取り組む「魁のまちづくりNEXTプロジェクト」を推進している。

そして、魁のまちづくりNEXTプロジェクトをはじめ、計画に位置付けた施策の着実な推進により、将来都市像を実現し、水戸に住む全ての人が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを目指す。

施策の大綱

- 1 笑顔にあふれ快適に暮らせる「みと」づくり
 - (1) 未来を担う子どもたちの育成
 - (2) みんなで支えあい助けあう地域社会の実現
 - (3) 健やかな生活の実現
 - (4) 災害に強いまちづくりの推進
 - (5) 安全・安心な暮らしの実現
- 2 未来に躍動する活力ある「みと」づくり
 - (1) 魅力ある都市機能の充実
 - (2) 活力あふれる産業の振興
- 3 水戸ならではの歴史、自然を生かした魅力ある「みと」づくり
 - (1) 歴史、文化の継承と振興
 - (2) 豊かな自然との共生
 - (3) 交流を創出する魅力の向上と発信
- 4 市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり
 - (1) 市民の多様な活動の推進
 - (2) 市民主体の行政運営の推進

4 水戸市第6次総合計画 「魁のまちづくりNEXTプロジェクト」の推進

「魁のまちづくりNEXTプロジェクト」については、多様化する市民ニーズや時代の課題等に的確に対応し、「魁のまち・水戸」を実現していくため、水戸ならではの特徴を生かし、個性と魅力、そして、都市力の向上に効果が高い政策・施策への重点化を図り、横断的な推進体制の下、優先的かつ集中的に取り組み、一定の成果を挙げることを目指す。

Project 1	～未来の水戸をリードする子どもたちを育む～ 未来への投資プロジェクト
Project 2	～健やかで心豊かに暮らすことができる～ いきいき健康プロジェクト
Project 3	～災害に備え、防災力を強化する～ 災害に強いまちづくりプロジェクト
Project 4	～多くの人が集い、にぎわいを創出する～ 魅力・活力アッププロジェクト

5 新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策の推進

新型コロナウイルス感染症拡大の波が繰り返される中で、市民の命と健康を守り、安全安心な暮らしを取り戻すため、さらには、コロナ禍において直面する物価高騰に対応するため、令和2～4年度では、「感染症の拡大防止」、「市民生活の安定化」、「地域経済の回復」の3つの柱の下、総額20,642,150千円にわたる補正予算を計上し、基礎自治体だからこそできる、きめ細かな本市独自の緊急対策を展開している。

6 地方創生に向けた取組の推進

令和2年3月、訪れてみたい、住んでみたいと思われるような、選ばれる魅力あるまちの構築に向け、地方創生の更なる深化、加速化を図るため、「水戸市人口ビジョン（第2次）」及び「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）」を策定した。

人口ビジョンにおいて、人口の現状や課題及び人口推計に関する分析・考察等を踏まえながら、本市の2060年における人口の目標を245,000人と設定した。

この実現のため、総合戦略において、「若い世代が活躍する 持続的に成長するまち 水戸～働きたくなる 住みたくなる 子育てをしたくなる 人が育つ～」を目指す姿に掲げ、4つの基本目標とともに、若い世代が、水戸で学び、働き、安心して暮らし続けられる環境の創出に向けて、ライフステージに応じた戦略的な取組を優先的かつ重点的に推進する「水戸のまち創生」重点プログラムを定めた。

みと魁プランの実現を基本とし、総合戦略に位置付けた施策の着実な推進により、水戸に住む全ての市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちとしていくため、地域の将来を支える人材となる若い世代が、水戸で育ち、いきいきと活動し、暮らし続けるま

ち、そして、その活力が水戸市全体の持続的な成長や発展につながっていくまちを目指す。

施策の体系

基本目標Ⅰ 生き生きと働けるしごとを創る

- (1) 地域経済をけん引する産業競争力の強化
- (2) 多様な雇用の場の創出，地域雇用の促進

基本目標Ⅱ 新たなひとの流れを生み出す

- (1) 戦略的観光の振興による交流の拡大
- (2) 芸術文化・スポーツ文化の交流によるにぎわいの創出
- (3) 自然，歴史資源を生かした魅力ある交流拠点の形成

基本目標Ⅲ 結婚・出産・子育てを応援する

- (1) 安心して子どもを生み育てることのできる環境の充実
- (2) 未来を切り拓く力を育む水戸スタイルの教育の推進
- (3) 移住・定住の推進

基本目標Ⅳ 誰もが安全に安心して健やかに暮らせる，個性輝くまちを創る

- (1) 健やかに暮らせる環境づくり
- (2) 安全に安心して暮らせる環境づくり
- (3) 活躍できる環境づくり

7 茨城県旧県庁舎（三の丸庁舎）の跡地利用

平成4年12月の第4回県議会定例会において「茨城県庁の位置を定める条例」の議案が議決された。

旧県庁舎の跡地については、県都として県政を支えてきた歴史的経緯があり、また、「歴史都市・水戸」のシンボルであるとともに、将来へ向けた都市形成上の重要な核であることなどから、水戸市としてその利用計画に主体的に関与していくべきであるとの認識に立ち、「県庁舎跡地利用懇話会」，「県庁舎跡地利用検討委員会」を設置し、検討を進め、平成7年3月、「県庁舎跡地利用に関する提言」を受けた。

この提言を基に市議会と協議し、平成8年11月に市長，議長，特別委員会委員長の三者連名で茨城県知事に対して具体的利用案の申入書を提出し、平成10年2月には具体的施設案の早期決定及び周辺も含めた一体的整備の推進について要望を行った。

県庁舎が、平成11年4月に笠原町に移転したことから、同年9月に県庁舎跡地早期整備及び暫定利用整備について要望を行った。

県においては、平成11年10月から暫定利用を一部開始し、平成12年1月には、旧県庁舎を三の丸庁舎として開庁した。また、旧県議会議事堂を県立図書館に改修し、平成13年3月に利用を開始した。

平成16年6月に水戸市が三の丸庁舎を利用できるよう要望し、平成18年4月から三の丸庁舎水戸観光案内所が開設された。

平成21年3月に、茨城県知事及び県議会議長に対し、「茨城県庁舎跡地利用に関する申入書」を提出した。同年4月から県と市において三の丸庁舎4階への市役所一部機能移転に係る協議を進める中で、耐震診断の必要が生じ、同年11月から県と市の共同によ

り耐震診断を実施した。

平成23年2月に、市長、議長、特別委員会委員長の三者連名で茨城県知事に対し、「旧県庁舎（三の丸庁舎）への市役所機能一部移転の早期実現に関する要望書」を提出した。

平成23年3月に発生した東日本大震災により市本庁舎が使用不能となったため、5月に旧県庁舎跡地への市役所プレハブ庁舎整備に関する緊急要望を行った。6月には再度の要望を行い、平成24年1月に敷地の一部に市役所臨時庁舎を開設した。

平成24年9月に東日本大震災により中断していた三の丸庁舎への市役所機能の一部移転についての協議を再開し、平成25年4月に一般社団法人水戸観光協会（平成29年4月から一般社団法人水戸観光コンベンション協会）を開設した。

平成30年度の市役所新庁舎完成後、臨時庁舎を撤去するため、平成29年7月及び平成30年7月に、茨城県知事に対し、旧県庁舎（三の丸庁舎）への市役所関連機能の一部移転に関する要望を行い、平成31年1月に各種証明発行窓口を水戸市パスポートセンター内に開設した。

8 文化行政の推進

都市づくりと行政全般について、文化的視点に立った施策を推進している。

9 広域行政の推進

真に自立した地方自治を進め、県央地域を発展させるため、平成19年度に水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村の9市町村で設置した県央地域首長懇話会を通じて、あらゆる分野での都市間協働、連携を推進している。

その一環として、県央地域内の社会資本整備事業等の促進を目的とした国及び県への要望活動を実施しており、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症対策に係る要望、令和4年度からは原油価格・物価高騰への対策に係る要望もあわせて実施している。

また、9市町村に所在する体育施設や図書館等の公の施設の広域利用などの広域連携事業についても実施している。

平成28年7月に県央地域の更なる発展を目指して定住自立圏を形成し、平成29年度から令和3年度まで、生活機能の確保や地域の活性化に向けたさまざまな事業に取り組んできた。そして、令和2年4月に水戸市が中核市に移行したことを契機として、いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に向け、令和3年11月に連携中枢都市宣言を行ったほか、令和4年2月には、連携協約を県央地域8市町村とそれぞれ締結し、あわせて令和4年度から令和8年度までを計画期間とする連携中枢都市圏ビジョンを策定した。そして、ビジョンに基づき、県央地域8市町村と連携し、地域経済の活性化や都市機能の向上等の施策に取り組んでいる。

また、平成26年度から、北関東3県の中核都市である水戸市、前橋市、宇都宮市及び

高崎市の4市が、北関東圏域全体としての魅力や自立性・存在感を高めることを目的として、北関東中核都市連携会議を設置し、広域的な観光振興をはじめ、相互の緊密な連携を図っている。

10 公共交通機関の維持・確保と利用促進

全ての人が安心して移動できる交通体系の実現に向け、平成28年3月に「水戸市公共交通基本計画」を策定した。さらに、この基本計画に位置付けた施策を着実に推進するため、平成31年3月に「水戸市地域公共交通再編実施計画」を策定した。令和5年度は、計画期間の満了に伴い、第2次公共交通基本計画の策定を進める。

(1) バス路線再編の推進等

本市において、市内移動の中心を担っている路線バスは、市民生活を支える重要な社会基盤であることから、バス路線の再編や交通結節点の機能強化など、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築する施策に取り組む。

(2) 新たな移動手段の導入

主に郊外部に広がる公共交通空白地区において一括定額運賃制度を活用した「水都（すいっと）タクシー」を運行し、地区会、交通事業者と市との協働による移動手段の確保に取り組む。

(3) 公共交通機関の利用促進

市民の重要な交通手段であり、環境にもやさしい鉄道や路線バス等の公共交通機関を維持・確保していくため、市民や観光客等のニーズの把握に努めながら、関係機関と連携して、利便性の向上に資する取組を推進する。

また、交流人口の増加を視野に入れ、茨城空港についても、関係機関と連携しながら利用の促進を図る。

11 安全で快適な自転車利用環境の実現

歩行者、自転車、自動車及安全に移動できる環境の整備に向け、平成29年3月に「自転車利用環境整備計画」を策定した。その後、「自転車活用推進法」に定める計画として、サイクルツーリズムや災害時における自転車利活用の視点を加え、令和3年3月に「水戸市自転車活用推進計画」を策定した。

安全で快適な自転車の利用環境を実現し、自転車の利用を促進するため、路面表示による自転車通行空間の整備を実施する。また、関係者と連携を図り自転車の通行指導を定期的に行い、自転車の安全利用の啓発等に取り組む。

令和5年度は、まちなかの回遊性の向上及び公共交通網の補完のため、シェアサイクルを導入する。

12 バリアフリー化の推進

誰もが暮らしやすいまちづくりに向け、平成30年3月に「水戸市バリアフリー基本構想」を、平成31年3月に「水戸市バリアフリー特定事業計画」を策定した。

高齢者、障害者等の移動や施設を利用する際の利便性や安全性の向上を促進するため、公共交通機関、建築物、道路、公園など、まちなかにおけるバリアフリー化を推進する。また、バリアフリーへの理解を深めるための啓発を実施し、心のバリアフリーを推進する。

13 情報システム

(1) 情報システムの体系

本市における情報システムは、次のように体系化できる。



ア 基幹業務システム

住民記録の管理、税務、福祉、その他基幹業務を処理するために設置するサーバ及びその関連機器により構成されたシステム

イ 庁内ネットワークシステム

事務文書の管理、電子メール送受信、庁舎の設備予約、ホームページの更新等その他の事務を処理するために設置するサーバ及びその関連機器により構成されたシステム

ウ 個別業務システム

各課における所掌事務（基幹業務システムによるものを除く。）を処理するために設置するサーバ及びその関連機器により構成されたシステム

(2) 本市の情報化のあゆみ

昭和49年3月 ホストコンピュータ導入

昭和61年1月 住民情報漢字オンラインシステム稼動開始

平成3年1月 職員情報システム稼動開始

平成7年4月 財務管理システム稼動開始

平成14年7月 庁内ネットワークシステム導入

平成19年6月 水戸市公式ホームページにおけるコンテンツマネジメントシステム（CMS）導入

平成20年5月 ファイルサーバ・ファイル暗号化システム導入

平成20年7月 住民情報システム稼動開始（パッケージシステムの導入）

平成24年7月 新住民記録システム稼動開始（住民基本台帳法改正対応）

平成25年 4月 新税情報・財務管理・職員情報システム稼動開始
平成28年 2月 基幹業務システム使用時における静脈認証システム導入
平成29年 3月 情報セキュリティ強靱化におけるインターネット環境の分離
平成29年10月 文書管理システム稼動開始
平成30年11月 新庁舎での庁内ネットワーク稼動開始
平成31年 1月 クラウドサービスを利用した基幹業務システムの稼動開始
令和 4年 4月 ペーパーレス会議システムの導入
令和 4年10月 電子決裁の運用開始

(3) 情報システムの目的

ア 住民サービスの向上

- ・窓口における事務の円滑な執行
- ・証明書発行等の待時間短縮
- ・住民への正確なデータの即時提供
- ・手続のオンライン化による利便性向上

イ 確認事務の軽減

- ・即時処理による最新データの把握
- ・データの一元化による正確性の確保

ウ 管理コストの低減

- ・論理チェックによる精度向上
- ・重複データの排除（データの一元化）
- ・事務の自動化による省力化

エ 人事事務の効率化

- ・人事情報管理の正確化と事務の迅速化
- ・給与支給及び各種給付事務の省力化
- ・職員人事評価の統一

オ 財務会計事務の正確化，迅速化，効率化

- ・計画，予算執行及び決算の流れの合理化
- ・予算執行管理の適正化
- ・財務データの多目的利用と効率的な行政の実現

カ 行政事務の効率化と簡素化

- ・デジタル化による情報共有の促進
- ・インターネット・L G W A Nを活用した事務の効率化
- ・事務のペーパーレス化

キ ホームページ等の情報発信基盤の拡充

- ・外部データセンターを活用し，災害に強い情報発信基盤を整備

(4) 基幹業務システムの管理

住民記録の管理，税務，福祉，その他基幹業務を処理するために，クラウドサービスにより構築されたシステムを運用している。外部のデータセンターで管理することで，自然災害発生時にも耐え得る安全性や業務継続の確保，高度な情報セキュリティ対策の実現を図り，行政事務の効率化を図るとともに市民サービスの向上を図っている。

(基幹業務システム一覧)

システム名	業務主管課	開始年月日	システム名	業務主管課	開始年月日
住民基本台帳	市民課	S61.1 ※1	障害福祉	障害福祉課	S62.1 ※2
印鑑登録		S61.1 ※1	特別児童扶養手当		H25.4
個人住民税	市民税課	S49.4 ※2	児童手当	こども政策課	S60.6 ※2
確定申告		H25.4	児童扶養手当		H27.4
法人市民税		S50.4 ※2	学童保育		H25.4
軽自動車税		S49.4 ※2	介護保険料	介護保険課	H12.4 ※2
固定資産税	資産税課	S49.4 ※2	し尿処理手数料	衛生事業課	S49.4 ※2
国民健康保険	国保年金課	S49.4 ※2	墓地管理料		H1.4 ※2
国保資格管理		S49.4 ※2	下水道受益者負担金	下水道総務課	S62.3 ※2
国保給付		S49.6 ※2	学齢簿	学校管理課	S51.10 ※2
国保滞納対策		H25.4	就学援助		S51.10 ※2
前期高齢者医療管理		H14.10 ※2	給食費管理		H28.4
国民年金		S53.4 ※2	子ども子育て支援	幼児保育課	H26.10
医療助成		S63.1 ※2	選挙	選挙管理委員会事務局	S57.9 ※2
成人病予防検診		H14.1 ※2	農業政策	農業委員会事務局	H13.9 ※2
後期高齢者医療		H25.4	共通照会	デジタルイノベーション課	H25.4
収納管理		S52.4 ※2	宛名管理		S61.1 ※2
滞納整理		H25.4	団体内統合宛名		H27.10
口座管理		S49.4 ※2	マスター利用		S51.3 ※2

※1 H24.7からオープン化

※2 H25.4からオープン化

14 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

(1) 行政のデジタル化の推進

ア 便利さを実感できる行政サービスの実現

- ・行政手続のオンライン化，ワンストップ化
- ・マイナンバーカードの利活用

（マイナポイントの付与，マイナンバーカードの健康保険証利用，各種証明書のコンビニ交付）

イ ITガバナンスの推進と行政運営の効率化

- ・行政システムの全体最適化の推進
- ・AI議事録作成システム（会議録の自動作成），RPA（ロボティクスプロセスオートメーション）を活用した業務の効率化・職員負担の軽減
- ・デジタル人材の育成

ウ ICTを活用する上での安全対策の強化

- ・情報セキュリティ対策の強化
- ・職員の資質を高める研修の実施
- ・災害時の業務継続に向けた取組の推進

(2) まちのデジタル化の推進

ア ICTを活用した地域の活性化

- ・企業向けセミナーの開催等
- ・交通，医療，農業，防災等，各分野へのデジタル導入に向けた研究

イ データ利活用の推進

- ・庁内データのオープンデータ化の更なる推進
- ・大学や民間企業等と連携したデータ利活用の取組
- ・根拠に基づく政策立案（EBPM）の研究
- ・大学や民間企業等と連携したデータ連携基盤（都市OS）の研究

(3) デジタルデバイドの解消に向けた取組

ア 誰一人取り残されないデジタルデバイド対策

- ・高齢者向けスマートフォン講座等の開催

イ デジタルデバイドの総合的研究・対策

- ・町内会・自治会等のデジタルデバイド対策

15 広報広聴

(1) 広報活動

ア 「広報みと」（A4判，16ページ）を毎月1日，15日の2回発行している。また，視覚障害者のための「広報みと」の点字版や，声の広報を作成している。

イ ホームページにより，行政・観光情報などを市内外に発信している。また，メー

ルマガジンなども活用し情報を提供している。

ウ 地元ラジオ放送，コミュニティ放送を活用し，市政情報を発信している。

エ 新聞，ラジオ，県域デジタルテレビ，各種情報誌などの広報媒体に情報を提供し，市政情報のPRに努めている。

(2) イメージアップ活動

ア Twitter，Facebook，LINEなどのSNSツールや，YouTubeなどの動画サイトを活用した情報発信を行っている。

イ 「みとフィルムコミッション」として，映画やドラマなどの映像作品の撮影を誘致・支援している。

ウ 市外・県外に水戸の魅力を発信するシティセールス強化事業を行っている。

エ 庁内の情報発信力の強化に向けて，各課への広報支援等を行っている。

(3) 広聴活動

市民参加の行政の推進を図るため，積極的に市民の声を聴き，これを市政に反映させるため広聴活動を行っている。

ア 市民相談（令和4年度）

行政相談	民事事案	案内照会	計
1,700件	840件	2,100件	4,640件

イ 市民懇談会

水戸市住みよいまちづくり推進協議会の地区（全34地区）を単位として地区単独又は複数地区合同により開催し，地域住民と市長が地区の課題について意見交換を行っている。

令和4年度	地区単独開催数	1回
	複数地区合同開催数	4回

ウ 市政モニター

一般公募により委嘱し，市政に対する積極的な提言を求めている。

令和4年度	委嘱人数	15名
	提言数	16件

